

第 9 章 建築・住宅

第 1 節 住宅関係

1 秋田県の住宅事情

秋田県の住宅は、持ち家比率、敷地面積、一世帯当たりの延べ面積において全国的にもトップクラスの水準にあります。

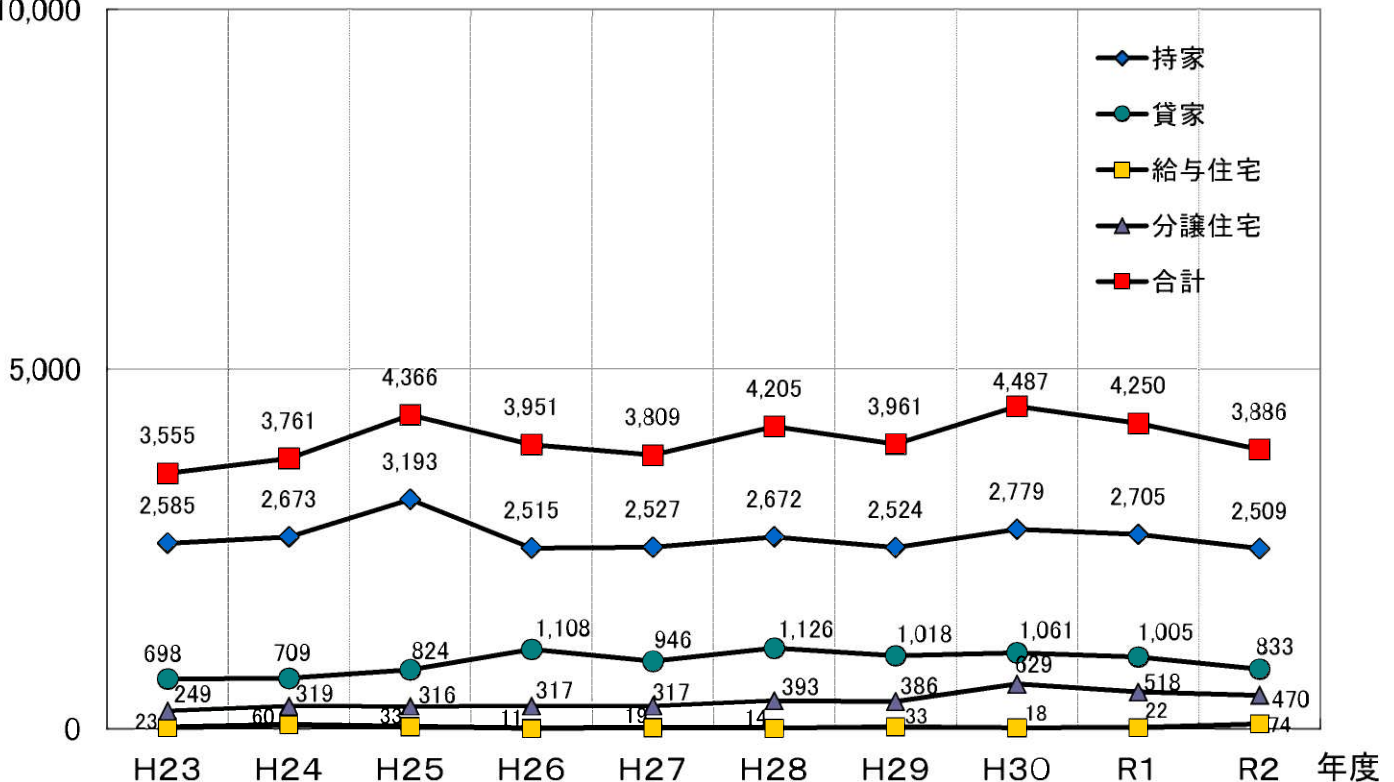
◆世帯数及び住宅戸数等の推移

区分 年	総世帯数 A 千世帯	住宅総数 B 千戸	一世帯あた りの住宅数 B/A 戸	人の居住 する住宅数 千戸	空 き 家 等			
					空 き 家 C 千戸	空き家率 C/B %	一 時 現住者 千戸	建 築 中 千戸
昭和43	290.4	288.0	0.99	278.5	7.2	2.5	0.9	1.4
48	307.8	312.8	1.02	298.9	11.0	3.5	1.1	1.7
53	323.3	338.1	1.05	317.8	16.1	4.8	1.2	3.0
58	333.5	353.6	1.06	329.6	21.5	6.1	1.7	0.8
63	342.7	369.4	1.08	339.3	27.8	7.5	1.4	0.8
平成 5	354.3	383.4	1.08	351.4	29.3	7.6	1.1	1.7
10	375.4	413.3	1.10	373.7	37.2	9.0	1.5	0.9
15	383.8	428.6	1.12	382.3	44.2	10.3	1.1	1.0
20	381.9	437.4	1.15	380.3	55.3	12.6	1.3	0.5
25	390.0	446.9	1.15	389.0	56.6	12.7	0.9	0.4
30	385.3	445.7	1.16	383.8	60.8	13.6	0.6	0.5

資料：住宅・土地統計調査

◆新設住宅着工戸数の推移

(単位：戸)
10,000



2 県民ニーズに応え長く安心して暮らせる住まい

(1) 秋田県住生活基本計画(平成28年～令和7年度)

住宅は、生き生きと暮らすためには欠くことのできない重要な生活基盤です。県民の皆様誰もが安全・安心な環境のもと、快適に生活し、住み慣れた環境で元気に暮らし続けられるよう、住宅の課題を克服し、住まいづくりに関わる全ての人たちと相互に「参画」及び「協働」することにより、秋田に生まれてよかった、秋田に暮らしてよかった、と実感することができる「秋田の元気を創造する住まいづくり」を目指します。

◆計画期間における公営住宅の供給目標量

秋田県住生活基本計画	計画(戸)			実績(戸)				
	前半5年 (H28～ R2)	後半5年 (H33～ R7)	10年間 (H28～ R7)	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
公営供給(目標)量	3,800	3,500	7,300	684	745	783	744	735
うち整備戸数*1	410	210	620	43	92	20	36	35
県営住宅	—	—	—	0	0	0	0	0
市町村営住宅	—	—	—	43	92	20	36	35
うち空家募集戸数*2	3,390	3,290	6,680	641	653	763	708	700

*1 目標量のうち、整備戸数は公的住宅等の新規整備・建替の予定戸数

*2 目標量のうち、空家募集戸数は過去の空家募集実績をもとに想定した戸数

※供給目標量及び実績には住戸改善戸数は含まず。

※公営住宅の供給目標量は、居住の安定を図るべき世帯数の推計をもとに、5年毎に見直し。

(2) 県営住宅

【県営住宅管理戸数(令和3年3月31日現在)】

振興局名	公営住宅	改良住宅	特公賃住宅	計
北秋田地域振興局	102戸	30戸	—	132戸
山本地域振興局	72戸	—	—	72戸
秋田地域振興局	1,855戸	108戸	12戸	1,975戸
由利地域振興局	70戸	—	—	70戸
仙北地域振興局	48戸	—	—	48戸
平鹿地域振興局	102戸	—	—	102戸
雄勝地域振興局	50戸	—	—	50戸
合計	2,299戸	138戸	12戸	2,449戸

公営住宅 : 公営住宅法に基づき、県が住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸する目的で建設した住宅

改良住宅 : 住宅地区改良法に基づき、県が不良住宅が密集する地区の環境の整備改善を図る目的で建設した住宅(空き住戸は公営住宅同様に公募入居可)

特公賃住宅 : 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づき、県が中堅所得者等の居住の用に供する目的で建設した住宅

【県営住宅ストック総合改善事業】

老朽化した既設の県営住宅の屋根や外壁、その他改善事業を行うことにより、居住水準の向上と住宅ストックの長寿命化を図ります。

[実施例 : 県営御野場住宅改善事業]

- 事業期間 : 令和元年度
- 事業場所 : 秋田市御野場7丁目
- 住棟概要 : RC造3、4階建て 2棟 17戸 (建設年度 昭和60年度)



改善前



改善後

(3) 住宅改修等支援事業の実施状況

秋田県住宅リフォーム推進事業(平成22年度～)

少子化対策の一環としての「子育て世帯への住宅支援」や、新たな秋田への人の流れづくりとしての「移住・定住世帯への住宅支援」など、県の重要課題である人口減少対策に資する補助制度として、住宅のリフォームや増改築を支援します。

(補助額の単位:千円)

事業名	戸数	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	合計
		補助額	補助額	補助額	補助額	補助額	補助額	補助額	補助額	補助額	補助額	補助額	
住宅リフォーム推進事業		13,996戸	13,416戸	12,556戸	11,808戸	9,668戸	9,149戸	7,067戸	6,318戸	3,030戸	2,777戸	1,145戸	90,930戸
		1,996,302	1,828,009	1,662,225	1,375,712	1,102,177	1,035,512	923,657	740,392	448,794	367,377	246,998	11,727,155

(4) 県分譲宅地の販売状況

団地名	分譲開始年度	団地総区画数	県販売開始時区画数	県の販売実績区画数												残り区画数
				平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	合計	
南ヶ丘ニュータウン(秋田市)	H14年度	309	172	6	9	9	26	19	47	33	22	1	—	—	172	0
元木山四季の街(湯上市)	H10年度	108	38	3	4	9	8	8	6	—	—	—	—	—	38	0
けまない団地(鹿角市)	S59年度	110	38	1	1	0	1	1	1	2	0	0	5	0	12	26
船越内子団地(男鹿市)	S60年度	95	4	4	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	4	0
合計		622	252	14	14	18	35	28	54	35	22	1	5	0	226	26

旧住宅供給公社の解散により代物弁済取得した宅地を販売しています。(平成22年度～)

(5) 住情報の提供と相談

住情報に関する県民の多様な要望に応えるため、(一財)秋田県建築住宅センターにおいて住情報の提供や、住宅に関する相談業務を行っています。

3 賑わいのある街づくりと良好な住環境づくり

地方都市の「まちの顔」である中心市街地は、大型小売店の郊外進出や医療施設等の生活関連施設の郊外移転・立地などに伴い空洞化が進行しており、空き地、空き店舗が増加し、人通りの減少や商業活力の低下などが著しく、厳しい環境に置かれています。

このため県は、地元住民や商業者が市町村と協力して実施する市街地再開発事業等による賑わいのある街づくりを支援する等、各地で市街地の整備を推進しています。

また、住宅が密集し、公共施設の著しく不足している地区等において、地域の特性を生かした良好な住居環境の整備を図っています。

(1) 市街地再開発事業

都市再開発法に基づき、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図り、都心的な賑わいのある市街地を整備するため、市街地再開発事業を推進します。

◆事業地区

地区名	事業主体	地区面積	事業概要
中通一丁目地区 (旧日赤・婦人会館跡地)	秋田市	2.9 ha	平成11年度 : 現況測量、現況調査等 平成12～13年度 : 基本設計、資金計画 平成19年度 : 計画コーディネート 平成20年度 : 組合設立認可 平成21年度 : 実施設計、権利変換計画作成等 平成22年度 : 権利変換、建物除却 平成22～24年度 : 建築工事 平成24年度 : 事業完了
横手駅東口第一地区	横手市	2.1 ha	平成17年度 : 基本計画作成 平成18年度 : 事業計画作成、地盤調査 平成19年度 : 実施設計、権利変換計画作成等 平成20年度 : 権利変換、建物除却 平成20～22年度 : 建築工事 平成22年度 : 事業完了
大曲通町地区	大仙市	2.7 ha	平成22年度 : 準備組合設立、都市計画決定 平成23年度 : 組合設立認可、建物除却 平成24～27年度 : 建築工事 平成27年度 : 事業完了
横手駅東口第二地区	横手市	1.7 ha	令和元年度 : 準備組合設立、都市計画決定 令和2年度 : 基本計画作成、地盤調査、事業計画作成 令和2年度 : 組合設立認可、権利変換計画認可



中通一丁目地区 (全景)



大曲通町地区 (全景)

(2) 暮らし・にぎわい再生事業

中心市街地の再生を図るため、都市機能のまちなか立地や空きビルの再生、賑わい空間の整備などを総合的に行う、暮らし・賑わい再生事業を推進します。

◆事業実施地区

地区名	事業主体	地区面積	事業概要
中通地区	秋田市	2.90 ha	平成23年度 : 施設購入(秋田市にぎわい交流館AU)
千秋公園周辺地区	秋田県 秋田市	2.40 ha	平成29~令和3年度 : 都市機能導入施設整備(あきた芸術劇場)

(3) 優良建築物等整備事業

土地の合理的利用、市街地環境の整備、市街地住宅の供給、老朽マンションの建替等、都市再開発法に基づかない任意の再開発事業を支援します。

◆事業実施地区

地区名	事業主体	地区面積	事業概要
大町地区 (共同化タイプ)	大館市	0.27 ha	平成21~22年度 : 共同住宅建設
山王一丁目地区 (市街地環境整備タイプ)	秋田市	2.60 ha	平成25~29年度 : 市庁舎建替(防災活動拠点型プロジェクト)
上町地区 (市街地環境整備タイプ)	能代市	2.40 ha	平成26~28年度 : 市庁舎建替(防災活動拠点型プロジェクト)
中通二丁目地区 (中心市街地共同住宅供給タイプ)	秋田市	0.10 ha	平成29~令和2年度 : 共同住宅建設(クロッセ秋田)
中通七丁目地区 (市街地環境形成タイプ)	秋田市	0.60 ha	平成30~令和元年度 : スポーツ施設建設(秋田ノーザンゲートスクエア)

※ その他完了地区 : 7地区



あきた芸術劇場 パース
(千秋公園周辺地区)



クロッセ秋田 外観
(中通2丁目地区)

(4) 住宅市街地総合整備事業

老朽住宅の密集、公共施設の不足等が認められる住宅市街地において、老朽住宅等の除却・建替え、公共施設等の整備を行うことにより、防災性の向上、居住環境の整備改善を推進します。

◆事業実施地区

地区名	事業主体	地区面積	事業期間	事業概要
大曲駅前第二地区 (密集住宅市街地整備型)	大仙市	6.36 ha	平成16～26年度	老朽住宅除却、都市再生住宅建設、 公共施設整備、生活環境施設建設等
秋田駅東第三地区 (密集住宅市街地整備型)	秋田市	37.5 ha	平成17～令和11年度	老朽住宅除却、 公共施設整備、防災施設整備

※ その他完了地区：4地区



大曲駅前第二地区
都市再生住宅



秋田駅東第三地区
公共施設(道路)

(5) 街なみ環境整備事業

住宅が密集し、かつ生活道路等の地区施設が未整備である、住宅等が良好な美観を有していないなど、住環境の整備改善を必要としている地区において、地方公共団体と住民とが協力して、ゆとりと潤いのある住宅地区の形成を目的とし、地元住民との協働により、周辺環境と調和したまちづくりを推進しています。

◆事業実施地区

地区名	事業主体	地区面積	事業期間	事業概要
横手市増田地区	横手市	46.6ha	平成25～30年度	地区施設整備、修景施設整備
大館城下町地区	大館市	151.6 ha	平成29～令和3年度	地区施設整備、修景施設整備

※ その他完了地区：2地区



横手市増田地区
生活環境施設整備



大館城下町地区
歴史的風致形成建造物整備

(6) 都市再開発支援事業

市街地再開発事業など各種の事業の活用による総合的な市街地整備計画の作成により、地域の拠点となる中心市街地の商業地等の活性化を図ります。

◆事業実施地区

地区名	事業主体	地区面積	事業期間	事業概要
湯沢市中心市街地地区	湯沢市	45.6ha	平成28年度	地区再生計画作成
湯沢市柳町地区		1.7ha	平成28～29年度	街区整備計画作成、計画コーディネート

第2節 建築関係

1 建築基準法関係

建築物を建築するとき、工事が完了したとき及び使用しているとき、建築基準法に適合しているかのチェックや検査を行っています。

◆建築確認・建築許可件数等
(県の取扱によるもの。計画変更及び計画通知含む。民間確認機関を除く。)

項目		年度									
		平成23	平成24	平成25	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30	令和元	令和2
建築確認	申請取扱件数	1,346	1,300	1,313	930	764	644	498	485	449	373
	確認件数	1,351	1,297	1,305	931	759	636	505	480	439	383
許建可築	申請取扱件数	6	12	7	8	6	4	9	7	3	6

◆建築協定制定状況

[建築協定]

建築協定制度は小規模な地区のもっている特色を生かしたきめ細やかな規制が必要な場合に活用される制度で、市町村の条例に定められた区域の一部において、対象となる土地・建物の権利者等の全員の合意により一般的基準を定めることを認めた制度です。この制度は、地域住民を中心とした地区レベルのまちづくり手法として、都市計画法に基づく地区計画制度とともにその普及、活用が促進されております。

市町村	協定の名称	許可年月日	面積(㎡)	協定期間(年)
秋田市	協同組合秋田卸センター	S63.10.20	160,924	永年
秋田市	秋田市「ハイタウン桜」団地	H1.3.31	221,762	10+10+10+10
秋田市	秋田パティオ	H8.7.22	2,253	20+10
秋田市	秋田市大町一丁目東地区	H9.3.13	1,542	20+10
横手市	ニュータウン宝竜	H10.8.12	31,837	10+10+10
横手市	協同組合横手卸センター	H12.8.29	78,977	5+5+5+5+5
横手市	ニュータウン宝竜第2期	H12.9.7	26,452	10+10+10
秋田市	秋田市「桜が丘ひがし」団地	H14.3.14	81,690	10+10
秋田市	秋田市「第2ヴァンペール太平台」団地	H14.7.24	62,574	10+10

※協定期間欄の+10または+5は、延長期間を表す。

2 建築士法関係

建築物を設計するとき、建築士の資格と建築士事務所登録が必要となりますので建築士の免許と事務所登録業務を行っています。

項目		年度									
		平成23	平成24	平成25	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30	令和元	令和2
建築士数	二級	9,340	9,358	9,377	9,403	9,421	9,456	9,490	9,520	9,546	9,589
	木造	222	222	222	222	222	223	223	223	223	223
建築士事務所数	一級	586	557	583	572	563	558	544	524	538	534
	二級	571	554	571	572	544	525	520	500	498	494
	木造	9	9	8	8	8	7	7	7	6	6

3 かけ地近接等危険住宅移転事業

◆かけ地近接等危険住宅移転事業

【事業実績】

(戸)

項目	年度	昭和47年度 ～ 平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
除却		541	0	1	2	1	3	0
新規建物		521	0	0	2	1	1	0

○事業概要

対象区域 災害危険区域、土砂災害防止法による土砂災害特別警戒区域、
県建築基準条例により建築が制限される区域

対象住宅 既存不適格住宅(S47以前の建物)、特定行政庁の勧告

負担割合 国1/2、県1/4、市町村1/4

4 木造住宅耐震改修等事業

◆木造住宅耐震改修等事業

【事業実績】

(戸)

項目	年度	平成20年度 ～ 平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
耐震診断		126	5	9	19	34	39	30
耐震改修		10	2	1	1	3	4	4

※耐震改修補助は平成21年度から実施。

○事業概要

対象 耐震診断、耐震改修を行う者

負担割合 耐震診断 国1/2、県1/4、市町村1/4

耐震改修 国1/2、県1/4、市町村1/4

5 宅地建物取引業法関係

宅地建物取引業者や宅地建物取引士の免許や登録、指導監督を行っています。

(※平成27年4月1日より、「宅地建物取引主任者」は「宅地建物取引士」に名称変更されました。)

年度	区分	宅地建物取引業者			宅地建物取引士					
		免許登録			資格試験			登録		
		新規	廃業	現在	受験者	合格者	合格率	新規	抹消	現在
平成23		33	30	546	702	105	15.0	73	9	3,326
平成24		20	33	533	780	116	14.9	87	3	3,410
平成25		17	11	539	676	89	13.2	75	13	3,472
平成26		19	22	536	648	90	13.9	61	5	3,528
平成27		14	24	526	667	74	11.1	65	7	3,586
平成28		22	16	532	619	86	13.9	70	4	3,652
平成29		17	28	521	621	92	14.8	71	3	3,720
平成30		19	14	526	666	102	15.3	74	9	3,785
令和元		24	12	538	633	92	14.5	84	5	3,864
令和2		17	9	546	662	89	13.4	89	10	3,943